

# 路上イベントで まちを盛り上げませんか？

特区制度で道路でのイベント実施が容易に！



●うめきたフェスティバル2016「100人のSORA YOGA」(2016年3月25日)

## ■ 道路法の特例 活用の流れ

**STEP 1** 道路管理者及び公安委員会と占用する道路区域や占用内容について、事前協議します。

**STEP 2** 内閣府と協議のうえ、区域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けます。

**STEP 3** 管轄警察署と協議し、イベントを実施します。

繰返し  
占用可能！  
(区域計画の範囲内)



(実際の占用例)

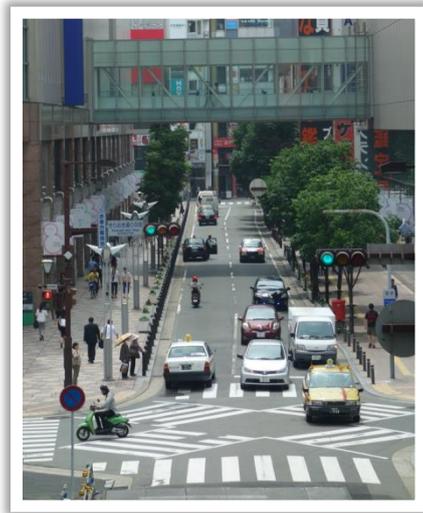
特区活用を  
ご検討の方

大阪府地域戦略・特区推進課 (電話06-6944-6840)  
又は市町村の特区担当課までご連絡ください!

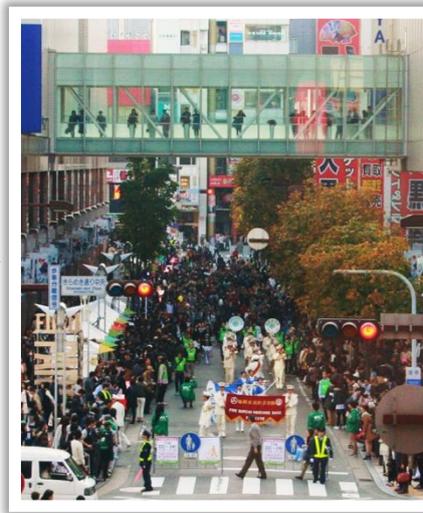
# 特区を活用すると、どう変わる？

(例：福岡市「きらめき通り」)

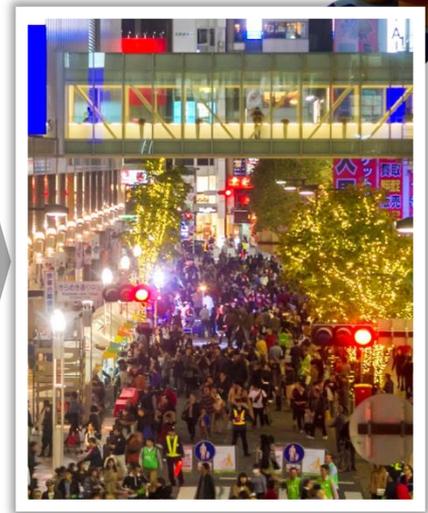
© 2014 大阪府もずやん



<いつものきらめき通り>



<イベント時（昼）>



<イベント時（夜）>

## 路上イベントにおける道路占用許可の要件

区分	要件
占用主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体</li> <li>・地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会などの団体</li> <li>・地方公共団体が支援する路上イベントの実施主体（例：後援など）</li> </ul>
占用場所	<p>①道路の構造又は道路交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。</p> <p>②歩道上に路上イベントに伴う占用物件を設置する場合には、原則として、十分な歩行空間を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りではない。</p>
占用物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広告塔 ・食事施設 ・露店、商品置場 ・購買施設 ・看板、旗ざお ・自転車駐車器具</li> <li>・幕、アーチ ・テント、パラソル ・ステージ、やぐら、観客席 ・テーブル、椅子 ・フェンス、コーン</li> <li>・音響機材（スピーカーなど） ・電飾、提灯、ランプ ・フラワーポット ・ベンチ など</li> </ul>
主な許可条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迂回路や駐車場などの交通案内を行うこと</li> <li>・路上イベント終了後は、道路の清掃を行い、原状回復すること</li> <li>・道路美化活動や放置自転車対策などの公益活動をあわせて実施すること など</li> </ul>

お問合せは  
こちら

大阪府スマートシティ戦略部地域戦略・特区推進課

T E L : 06 - 6944 - 6840 (直通)

E-mail : tokkusuishin@gbox.pref.osaka.lg.jp

大阪府の特区 

